

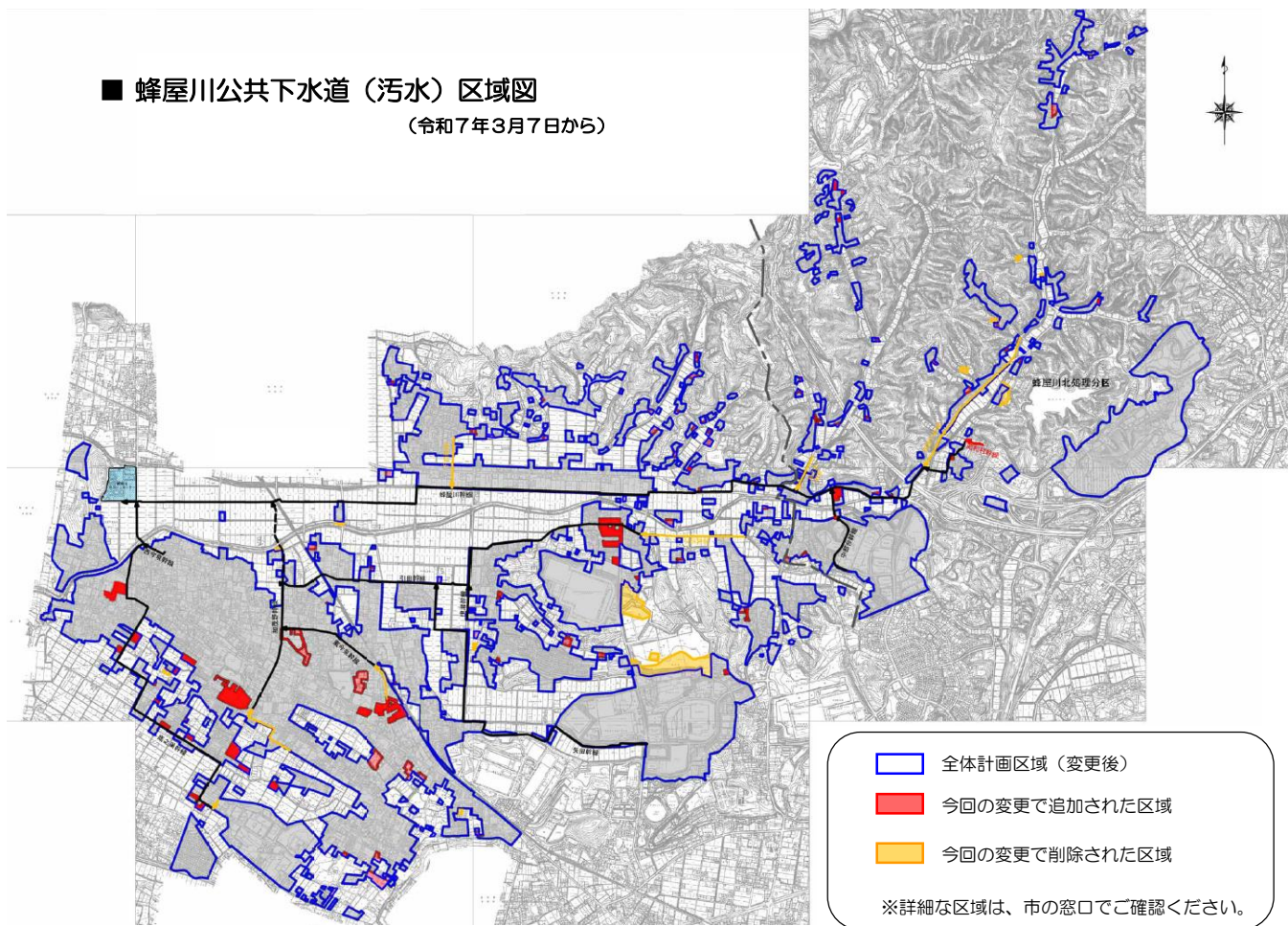
蜂屋川公共下水道区域の変更にもなう 区域外接続の経過措置について

美濃加茂市では、下水道事業の合理化と人口減少時代に対応するため、令和7年3月7日付で蜂屋川公共下水道区域の変更を行い、下水道（污水）に接続できる区域を減らしました。

下水道区域の変更前までは、全体計画区域内の土地に建物を建築する場合、道路内の管路を下水道接続希望者が整備することなどの条件付きで「下水道に接続することを可能」としてきましたが、今後は接続することができません。

■ 蜂屋川公共下水道（污水）区域図

（令和7年3月7日から）



市では、変更前まで下水道（污水）への接続可能を条件に建築等を計画されていた方々のために、区域の変更前に下水道接続可能区域（以下、「旧下水道区域」という。）であった土地の下水道（污水）への接続を、以下の条件にかぎり認めます。

■ 蜂屋川公共下水道の区域外接続の条件（以下、1～3の条件をすべて満たすこと）

1. 令和7年3月の変更前までの全体計画区域内の土地であったこと。
2. 令和7年12月末までに、農振除外申請が提出されていること。
3. 令和8年12月末までに、接続許可（物件設置許可）申請を行った土地であること。

【ご注意】

上記の接続許可を受けるためには、物理的な制約や道路内管路延伸等の費用負担などの条件がありますので、本件に関して接続許可を受けたい場合は、農振除外申請を検討される段階など、事前に下記までご相談ください。